

光市母子殺害事件 最高裁判決をどうみるか

武内, 謙治
九州大学大学院法学研究院 : 准教授

<https://hdl.handle.net/2324/14253>

出版情報 : 法学セミナー. 53 (10), pp.4-5, 2008-10-01. NIPPON HYORONSHA
バージョン :
権利関係 :



光市母子殺害事件 最高裁判決をどうみるか

九州大学准教授 武内謙治

LAW JOURNAL

1 広島高裁差戻審判決

2008年4月22日、広島高裁は、光市母子殺害事件の差戻控訴審判決において被告人に対して死刑を言い渡した。同判決は、「いわゆる罪悪感は浅薄で未熟であり、発達レベルは4、5歳と評価できる」とするTAT（絵画統覚検査）の結果のみから精神的成熟度を判断するのは相当でないとしながらも、それを含む鑑別結果通知書や少年調査票（少年調査記録）の記載に触れ、被告人の精神的成熟性が低いことは認めている。しかし判決は、「本件各犯行の罪質、動機、態様、結果にかんがみると、これらの点は、量刑上十分考慮すべき事情ではあるものの、被告人が犯行時18歳になって間もない少年であったことと合わせて十分酌量しても、死刑の選択を回避するに足りる特に斟酌すべき事情であるとまではいえない」（強調傍点引用者）と結論づけている。

少年調査記録で被告人の未熟さが示されているにもかかわらず、なぜ死刑が選択されえたのか。この素朴な疑問を出発点として、少年に対する刑事裁判のあり方という観点から、広島高裁差戻控訴審判決を導いた最高裁2006年6月30日判決の問題点をもう一度探してみたい。

2 刑事裁判の経緯と最高裁判決の特徴

この事件の概要は、行為時18歳30日だった被告人が、白昼、配水管の検査を装って上がり込んだアパートの一室で当時23歳の主婦を殺害の上性行為に及び、当時生後11ヶ月の被害者の長女をも殺害し、被害者の財布を窃取した、というものである（細かな事実関係についてはなお争われている）。

家裁の逆送決定を受けた第一審の山口地裁（2000年3月22日判決）と控訴審の広島高裁（2002年3月14日判決）が無期懲役を選択したのに対し、上告審で最高裁は広島高裁判決を破棄、事件を差し戻した

（2006年6月30日判決）。「原判決及びその是認する第一審判決が酌量すべき事情として述べているところは、いまだ被告人につき死刑を選択しない事由として十分な理由に当たると認めることはできない」、原判決は「死刑の選択を回避するに足りる特に酌量すべき事情の存否」につき審理を尽くしていない、というのがその実質的な理由である。広島高裁差戻控訴審判決は、この判断を受けたものである。

第一審・控訴審と上告審・差戻控訴審の結論の差は、すでに判断枠組みの差に起因している。控訴審までの判断が永山事件第一次上告審最高裁判決（1983年7月8日）を踏襲して被告人に不利な情状と有利な情状を並列的に列挙し総合評価を行っているのに対して、上告審は犯行の罪質・結果を先行させて検討し「原則死刑」を破る事情の存否を探る手法をとっている。両者の間には、殺人の計画性のほか、①被告人の犯罪的傾向、②未成熟さ、③手紙や公判廷における被告人の態度といった酌量すべき事情の判断方法や根拠資料にも違いがある。控訴審までは、①被告人には家庭裁判所から保護処分を受けた経歴や同種非行の前歴がなく、犯罪的傾向が顕著とはいえない、②被告人の内面は未熟で、実母の自殺等の不遇な生育環境に同情すべきものがあり、それが性格・行動傾向の形成に影響した面が否定できない、③被告人は罪の深刻さを受け止め切れていない様子だが、被告人なりの反省の情が芽生えているといえる、と評価されている。こうした判断は、被告人がなお未熟な段階にあり、可塑性をもち矯正教育が不可能でないことを指摘している少年調査記録を基礎としており、またそれを手懸かりに被告人の行動や態度を理解した結果導かれたものと見ることができる。それに対し上告審は、①本件の行為態様や財布の窃取・犯跡隠蔽の上での逃走といった犯行後の情況の悪さ等から犯罪的傾向を「軽視することができない」とし、②被告人の性格・行動傾向の形

成に対する影響について触れないまま、生育環境について「高校教育も受けることができ、特に劣悪であったとまでは認めることができない」と述べている。さらに、③「原判決までの言動、態度等を見る限り」被告人が「罪の深刻さと向き合って内省を深めていると認めることは困難」と述べ、その背後に何があるのかには関心を向けていない。

これらは上告審の性格から来る限界であり、最高裁判決の趣旨は被告人の人格・環境理解により深く踏み込んだ判断を差戻審に行わせることにあったとの理解も可能かもしれない。しかし、最高裁が職権による審査の際に示した判断手法自体は総じて社会調査記録に関心の外に置いており、何が被告人の行動や態度につながっているのかを探らないまま「死刑の選択を回避するに足りる特に酌量すべき事情」を検討したものであるように見える。被告人の未熟さに関する検討を最高裁が正面からは行っていないことも、この点と無関係ではないように思われる。

3 最高裁判決がもつ意味

最高裁が光市事件判決でとった判断枠組みや手法は、死刑適用が問題となる事件のみならず少年に対する刑事裁判所の審理や量刑判断でも大きな問題を生じさせないか、危惧される。

少年事件では、「少年、保護者又は関係人の行状、経歴、素質、環境等について、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的智識」を活用した調査が、少年鑑別所や家庭裁判所調査官により行われる（少年法9条）。「少年調査記録」とは、こうした各種テストの結果やそれに基づく家庭裁判所調査官の処遇意見等を綴ったものである。それは、少年法の科学主義を具現し、少年が資質・環境上抱える問題に見合う処遇の指針を人間行動科学の観点から与えるものといつてよい。事実、この社会調査記録は家庭裁判所の処遇選択の基礎となっているだけでなく、事件が逆送された後の刑事手続における量刑判断等でも極めて重要な役割を果たしている（少年法50条、刑事訴訟規則277条も参照のこと）。しかし、最高裁がとった判断手法では、非行結果が重大であればあるほど刑事事件の審理において社会調査記録が意味をもたなくなるおそれがある。2000年の少年法改正により新設され、「原則逆送」として運用されている20条2項逆送の影響と相まって、重大事件における調査の形骸化やその実質的な意味の喪失が少年審判と刑事公判の双方で進まないか、強く懸念される。

来年の5月21日から実施される裁判員裁判は、成人事件と同様の形式的な基準で非行結果が重大なために逆送された少年事件も対象とする。最高裁が、社会調査「記録」から離れ、外形的な行為結果や犯行後の状況、法廷での態度等を強調する判断手法をとり、判例変更手続を経ない実質的な判例変更とも理解されうる方法をとってまで「原則—例外基準」を示したことの意味や、それが今後及ぼす影響は、裁判員制度を視野に入れてこそ正確にとらえることができるものなのかもしれない。しかしそうだとすれば、ここで照らし出されているのは、個別的人格・環境理解と処遇選択が求められる少年事件を、専門的知見から離れて、行為結果や行動の外形に着目した「分かりやすい」基準で迅速審理することの問題性なのではないだろうか。

光市事件をめぐる一連の司法判断は、少年事件が裁判員制度の対象になることで増幅される制度上の問題も浮き彫りにしている。最初に事件を審理した山口家裁が逆送決定を行ったのは、矯正可能性がある少年が、「自分の行為がもたらした結果の重大性を実感できていない現状、またその重大性を受け容れ真の償いの気持ちに変えていくには……公判段階を通じて厳しい現実と直面させ、相応の時間を掛けて上記課題を達成させていくことが適当」と判断したからであった。被告人の反省の不十分さを難じている最高裁の評価が仮に正しいとすれば、矯正可能性がある少年が内省を進めることができないような刑事裁判のあり方が不可避免的に問われざるをえない。少年鑑別所のような教育的働きかけがない拘留所での身体拘束や、若年者の手続参加が難しい公判廷での公開審理といった制度上の問題も、ここで全く等閑視されてよい問題ではない。

少年事件は裁判員制度の対象として適切なのか、対象に含めるとして何ら条件整備は不要なのか。逆に、裁判への民衆参加の本旨が多様な意見の反映と犯罪の社会的背景の共有にあるのだとすれば、多様な角度からの専門的な声を聴き届けにくくする最高裁の判断枠組みは、これとどう整合するのか。裁判員裁判の実施を前に、根本的な、しかし早急に検討すべき課題が突きつけられているように思われる。

〔参考文献〕本庄武・速報判例解説1号(2007年)209—212頁。現代人文社編集部『光市事件裁判を考える』（現代人文社、2008年）

(たけうち・けんじ)